

## 中部分析化学功績賞規定

日本分析化学会中部支部  
平成15年1月23日制定

1. 日本分析化学会中部支部（以下支部という）に中部分析化学功績賞を設ける。
2. 本賞は、支部の会員で、支部に対する功績が特に顕著な者に授与する。
3. 受賞候補者は、毎年10月末日までに支部の会員から所定の書面様式で支部長に対して推薦された者とする。
4. 候補者の審査は、支部常任幹事会の議を経て組織された中部分析化学功績賞審査委員会において行う。
5. 審査委員会は受賞者を選定し、選定結果および選定理由を支部役員総会に報告する。
6. 支部長は、支部役員総会の承認を得て受賞者を決定する。
7. 本賞は、賞状および記念品とし、支部役員総会等においてこれを授与する。

## 中部分析化学功績賞内規

日本分析化学会中部支部  
平成15年1月23日制定  
平成17年1月24日一部改正

中部分析化学功績賞規定の取り扱いについて、次のように内規を定める。

1. 受賞者は個人または法人とし、個人にあつては受賞年度の4月1日現在において満60歳以上であること。
2. 受賞者(個人)は、歴任した下記の役員および委員等に基づいて算出した合計点が20点以上であること。
  - 7点/年： 支部長
  - 5点/回： 年会実行委員長，討論会実行委員長
  - 3点/年： 次期支部長，副支部長，庶務幹事（正），会計幹事（正）
  - 3点/回： 講習会実行委員長，夏期セミナー実行委員長
  - 2点/年： ホームページ作成責任者
  - 2点/回： 支部記念事業責任者，年会現地実行委員，討論会現地実行委員，若手交流会企画委員長
  - 1点/年： 常任幹事，機関誌編集委員
  - 0.5点/年： 幹事，ホームページ運営委員
  - 0.5点/回： 講習会実行委員，夏期セミナー実行委員，若手交流会企画委員このほか、常任幹事会が必要と認めた役員および委員等についても、それぞれの点数が加算できる。
3. 2には該当しないが、功績賞審査委員会で表彰するに値すると認めた場合。

## 中部分析化学功績賞審査委員会に関する申し合わせ

1. 中部分析化学功績賞審査委員会は、中部支部におく学会賞等候補者推薦委員会がこれを兼ねる。
2. 審査委員会委員長は、学会賞等候補者推薦委員会委員長（支部長）がこれを兼ねる。
3. 審査委員会委員長は、中部支部の会員に候補者の推薦をもとめる。